

大磯町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大磯町職員の給与に関する条例（昭和30年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の35」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 13 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第17条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」とする。

附 則

この条例は、平成26年11月30日から施行する。

平成26年11月21日提出

大磯町長 中 崎 久 雄